

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	高齢者支援課

契約業者名・住所	⑤社会福祉法人 貴陽福社会 千葉県松戸市河原塚102-8
工事等の名称	自立支援型ケアマネジメント B・C 型包括報酬事業業務委託
工事等の場所	市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	(1)基本報酬(初回) 1件当たり 2,000 円 (2)モニタリング加算 1 件当たり 1,000 円 (3)卒業加算 1 件当たり 1,000 円
工事等の概要	地域包括支援センターが、ケアプランの作成を伴わない包括的な評価のもと、インテークからフォローアップまでの支援を継続的かつ一体的に実施し、生活機能の低下が軽度で自立度の高い者に対する介護予防支援を効果的に行うことを目的とする。
随意契約の理由	<p>本事業は、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントにおいて、アセスメントの結果、総合事業対象者相当でセルフケアによる自立支援が可能と判断された方に対するケアマネジメント B・C を包括的に評価する事業である。</p> <p>令和6年8月5日に地域支援事業実施要綱が改正され、「高齢者の選択を支援する目標指向型の介護予防ケアマネジメントの明確化」が示された。そこで、介護予防ケアマネジメント B および C についてはケアプランの作成要否は市長村判断にゆだねられたことから、松戸市ではケアプラン作成不要の新しい介護予防ケアマネジメント B・C を行うこととする。</p> <p>地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」(介護保険法第115条の46)であり、地域包括ケアシステム構築のための地域の中核機関として日常生活圏域に準じた地域に設置されたものである。</p>

	<p>「地域住民の心身の健康の保持」という、地域包括支援センターと本事業の目的は合致しており、地域包括支援センターで、本事業を実施することが最適であると思料される。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするとともに、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、地域包括支援センターを運営する事業者から見積を徴するものである。</p>
--	--